

平成30年度

国民健康保険特別会計補正予算

(第1号)

霧 島 市



## 専決処分した事件の承認について

平成30年度霧島市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

平成30年6月4日提出

霧島市長 中重 真一





専決第3号

平成30年度 霧島市国民健康保険特別会計補正予算

(第1号)の専決処分について

平成30年度霧島市の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成30年 5月21日  
霧島市長 中重 真一





## 平成30年度 霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成30年度霧島市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 417,897千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,346,874千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。









平成30年度

国民健康保険特別会計補正予算  
(第1号)に関する説明書

霧 島 市





(歳出)

| 款          | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|------------|------------|---------|------------|
| 9 前年度繰上充用金 | 0          | 417,897 | 417,897    |
|            |            |         |            |
| 歳出合計       | 14,928,977 | 417,897 | 15,346,874 |











